

# 戦略企画会議から

Progress Report from the Strategic Planning Committee

戦略  
企画  
会議

第五期第一委員会「人材育成・専門医制度」  
「新専門医における休止期間の上限」について

## 第五期第一委員会「人材育成・専門医制度」 「新専門医における休止期間の上限」について

2022年11月18日に改定された日本専門医機構(以下、機構)専門医制度整備指針における「専門医の認定・更新」に関する補足説明において、「休止期間は5年を上限とする」という内容が追記されました。これにより、1回の更新期間(5年間)の中で専門医が取得可能な休止期間は5年を超えてはならないことになりました。もちろんこれは機構による新専門医制度に関する新たな規則ですので、現在新専門医制度へ移行中である多くの日本眼科学会(以下、学会)認定専門医にはこの規則は当てはまりません。しかしながら、2022年以降に機構による新専門医制度において認定された専門医(機構認定専門医)、これから新たに専門医(機構認定専門医)を目指している専攻医、また、今後学会認定専門医から機構認定専門医に移行された後の専門医には関係する規則となります。

### そもそも専門医資格の休止制度とは

そもそも専門医資格の休止制度とはどのようなものでしょうか? 眼科領域では、専門医資格の更新には5年間の臨床経験が必要であり、その算定基準は週3日以上眼科臨床経験(教育・診療管理等を含む)となっています。しかし、例えば産休・育休、家族の介護、留学などのライフイベントが発生した場合、いったん専門医資格を休止する「休止制度」の利用が必要になります。これまではこの休止期間には上限が設定されておらず、長期の休止期間後に専門医に復帰することも可能でした。しかし、今回の機構の改定により、この上限が5年に設定されたということです。

### どれくらいの専門医が「休止制度」を利用しているか

眼科における最近の「休止制度」の利用者数を調べてみました。2023年の段階で眼科の全専門医数は11,706名(機構認定専門医も含む)であり、その中で女性は4,784名と約40%を占めています。この中で休止者数は232名であり、そのうちの77%、実に180名の女性医師がこの休止制度を使ってライフイベントなどを乗り越え専門医の復帰を目指しているという状況で

あることが分かりました。この中で、現在5年を超えている休止者数は60名おり、休止理由の内訳は育児が40名、病気が6名、海外留学(同行含む)が5名、介護が1名、公的機関勤務が8名という状態でした。5年を超えている休止者数は60名(専門医全体の約0.5%)と少数ではありますが、医師数が多いとはいえない眼科領域としては、人材を確保するうえでも見過ごせない人数となります。

### どのような場合が問題となるか

過去には休止制度を利用し、1回の更新期間の中で2人以上の出産を経験され5年を超える休止期間を経て職場復帰をされた学会認定専門医はおられますが、今回の改定により、機構認定専門医の方は長期間の休止を取得すると専門医資格を失うことになったというわけです。

もう一つの懸念されるのは、5年を超えて留学をする機構認定専門医の場合です。海外に留学される方の留学期間は一般的には2~3年以内が普通で、この程度の留学期間(休止制度を利用)であれば、専門医の復帰は問題ありません。しかし、中にはより長く留学して研究を極めたい方や海外の病院や大学などで正式に雇用されて5年以上活躍し、その後再び日本に帰国して大学で教授を担うような人材となる方もおられます。専門医資格の休止期間の上限が5年となってしまうと、このように長期海外留学をされた後で職場復帰された場合は専門医の資格を失ってしまうこととなります。

### 女性が多い眼科は休止制度の利用も多い

日本全体として医師の女性の比率が上がっています。現状、女性医師は、ライフイベントとの両立で長期間休止する可能性が高い傾向にあります。専門医制度としては専門医の復帰を後押しするべきですが、休止制度の5年上限により専門医資格の取り直し(=専門医資格の再試験と再取得)を求めると、その時点でほとんどの女性医師は専門医から離脱するのではないかと予想されます。眼科は女性医師の割合が高い診療

科であり、いかに長期間休止した女性医師に専門医として戻ってきてもらうかはきわめて重要な課題です。

2020年から2021年にかけて開催された機構基本領域連絡委員会では「専門医の認定・更新」に関する補足説明の改定が議論されました。多様な地域(=医師不足地域)における診療実績の項目の中で、当初は更新1期目(基本5年間)までに研鑽を積むように記載されておりましたが、各領域から、ライフイベントやサブスペシャリティ領域の資格修得を考慮に入れる場合、5年間というのはあまりに短い期間であるとの意見があり、おおむね15年間とするように変更されました。すべての領域に統一した制度を策定するのであれば、補足説明における過去の改定の経緯や各領域からの意見を含めた検討が必要であると考えられます。

### 学会から機構へ要望書を提出

以上のような理由を述べて、2023年9月に学会から機構に対して、5年を上限とする休止期間について再度ご検討していただくように要望書を提出しました。その後、眼科からの要望に対して、2023年11月に機構から以下のような回答が得られました。

「補足説明の休止期間の5年の上限の撤廃、あるいは5年の上限はあくまで原則と記載することをご要望いただきましたが、当機構としては子育てなど妥当性のある専門医の事情に対応してその利益を守る立場から以下のように決定いたしました。

休止期間の上限を超えて専門医資格を喪失された方には、貴領域(貴学会)で暫定的な資格を設置いただき、当該資格の取得条件、有効期限の上限や当機構認定専門医への復活方法についてご検討のうえ、結論を当機構にご報告をお願いいたします。当機構としては、その妥当性を審査致したいと存じます。」

つまり、5年という休止期間の上限を超えて専門医資格を喪失してしまった方に対して学会が暫定的な資格(例えば専門医資格再取得志向者など)を与えて、機構認定専門医への復活方法を検討してください、というものでした。この回答だけを読むと、休止期間の上限を超えて専門医資格を喪失してしまった機構認定専門医も比較的簡単に専門医資格を復活できるように読み取れます。しかし、後で詳細を確認すると専門医資格の復活にはやはり「専門医試験の再受験」が必須のようであり、休止期間の上限を超えてしまった医師が専門医資格を再取得するにはハードルはかなり高いことがわかりました。

### 休止期間の上限に関する周知が必要

このような機構の回答から、今我々学会はどのように対応すべきでしょうか。まずは、今回決定した「機構認定専門医における休止期間の上限5年」という新規則に関して、これがすぐに適用される2022年以降の機構認定専門医に広く周知しなければいけないと考えています。特に2022年以降の機構認定専門医で現在休止中の方には休止が5年を超えると専門医資格が取り消され、再取得がきわめて困難になることを繰り返し通知していく予定です。

また今回は学会が単独で要望書を提出しましたが、他の学会ではこの「休止期間の上限5年」は問題となっていないのでしょうか。女性が多い科は眼科だけではありません。また、5年を超える長期の海外留学後に日本へ帰国した場合、専門医資格を失ってしまうという問題は眼科以外の科でも共通の問題のはずです。そこで、今後は他科との話し合いや連携をさらに強め、他科と合同で要望書を再提出することも検討したいと思います。